外国に居住する相続人（外国籍の相続人）がいる場合の遺産分割

２０１９年9月１８日
弁護士　有馬明仁

第１　事案の概要

第２　相続人の調査（平成２９年１１月２４日発表分を再掲）

１　東京入国管理局への２３条照会
日本人及び外国人の出入国記録等の記録については，原則として，非公開としているが，下記の記録については，２３条照会を利用することによって，開示を受けることが可能である。

２　照会の対象となる記録
①　日本人出帰国記録
②　外国人出入国記録
③　外国人登録記録
④　外国人登録原票の写し
⑤　在留カード記録・特別永住者証明書記録
⑥　在留カード記録・特別永住者証明書記録の顔写真
⑦　出入国管理及び難民認定法第１９条の１６及び第１９条の１７の規定による届出に係る記録

３　回収された外国人登録原票の写し
(1) 手続等
ア　手続
回収された外国人登録原票の写しについて，２３条照会で開示請求する場合，通常の２３条照会と異なり，弁護士会に専用の申出書が存在する。
イ　費用
１，１７４円（平成２９年１１月２３日時点）

(2) 他の記録も併せて照会にかける場合
弁護士会の２３条担当者に確認したところ，今までは別々に照会の手続を実施する弁護士しかいなかったが，併せて照会をかけることが可能であると回答されたので，本件では，外国人登録原票の写しだけではなく，他の記録についても併せて照会をかけた。
※費用が二重にかからないというメリットがある

第３　遺産分割協議の注意点

１　遺産分割協議書　　翻訳文を添付

２　海外に居住する相続人
(1) 台湾や韓国等を除いて，①印鑑証明書，②住民票及び③戸籍謄本の制度が存在しない（なお，台湾の人も制度自体知らないこともある）
(2) 台湾や韓国以外の国に居住する相続人
①印鑑証明書→サイン証明書（現地の日本領事館等で手続）
②住民票→在留証明書（現地の日本領事館で手続）

３　法務局の手続において，印鑑証明書等の翻訳文が必要となる
※訳文には，翻訳者の証明が必要

以上